

# 令和2年度「夫婦の子育て協働推進事業」実施業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和2年度「夫婦の子育て協働推進事業」実施業務委託

## 2 委託業務の目的

日本における夫の家事・育児関連時間は、1日当たり1時間程度と先進国中最低の水準にとどまっているが、共働き家庭の増加と核家族化により家事・育児の担い手が限られる家庭が増加している中、男性の家事・育児参加の促進が必要となっている。

このため、子育て中の父親と子どもを対象とした講座を実施し、男性の家事・育児参画を促進する。併せて夫の家事育児を見守り促すような母親講座も実施する。

## 3 業務を委託する期間

契約日から令和3年2月28日まで

## 4 委託料

2,198千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 5 業務概要

子育て中の父親と子どもを対象とした以下のような男性の家事・育児参画を促進する家事・育児講座を開催する。併せて夫の家事育児を見守り、促すような母親講座も開催する。

### (1) 家事・育児講座

#### ①実施時期

子育て応援マンズの11月を中心に開催する。

所要時間は半日程度とし、土日・祝日など父親等の参加しやすい日に開催すること。

#### ②対象年齢及び内容

##### ア 0～1歳児とその父母

子どもとのふれあい遊び、料理又は家事講座（父親）、夫を家事・育児に向かわせるための講座（母親）等を想定。

※ 父親講座と母親講座は同時開催とする。

※ 開催地は県内3箇所（宮崎市、都城市、延岡市等を想定）とし、1開催につき親子20組程度とする。なお会場の規模等により20組の参加が困難な場合は、午前、午後に分けて実施する等により参加家族数を確保すること。

##### イ 2～3歳児とその父親等

子どもへの読み聞かせ、運動あそび等を想定。

運動あそびは幼少期の体の育み方など遊びながら学べるものとするを想定。

※ 開催地は県内2箇所（宮崎市、都城等を想定）とし、1開催につき親子15組程度とする。なお会場の規模等により15組の参加が困難な場合は、午前、午後に分けて実施する等により参加家族数を確保すること。

##### ウ 4～6歳児とその父親等

屋外での運動教室、料理体験、家事講座等を想定。

運動教室は幼少期の体の育み方など遊びながら学べるものとする、料理体

験、家事講座は子どもと一緒にの料理など自宅で継続的な取組への契機となる内容とすることを想定。

※ 開催地は県内2箇所（宮崎市、都城市等を想定）とし、1開催につき親子15組程度とする。なお会場の規模等により15組の参加が困難な場合は、午前、午後に分けて実施する等により参加家族数を確保すること。

エ 小学生とその父親等

屋外でのキャンプ体験、ミニ家事講座等を想定。

家事講座は子どもと一緒にの料理など自宅で継続的な取組への契機となる内容とすることを想定。

※ 開催地は県内1箇所とし、親子20組程度とする。なお会場の規模等により20組の参加が困難な場合は、午前、午後に分けて実施する等により参加家族数を確保すること。

## 6 委託業務の内容

「夫婦の子育て協働推進事業」の開催に係る下記の業務を行うこと。

- ① 講師の提案、手配、講師との連絡調整、経費の支払等を行うこと。なお、家事・育児講座については、イベントが一過性とならないよう可能な限り県内で活動する者から講師を選ぶこと。
- ② イベント内容の企画、提案、会場手配、事前申込受付、資材の手配を行うこと。
- ③ 参加者の募集、参加者との連絡調整を行うこと。また、募集に際しては、未来みやぎ子育て県民運動会員企業（約260社）への周知を行うこと。
- ④ 参加者の募集のため、各種広報を実施すること。
- ⑤ 当日の会場準備及び運営・進行を行うこと。
- ⑥ 催事保険の加入、参加者の休憩場所の確保、救急箱の用意を行うこと。
- ⑦ 参加者の記念写真の撮影・提供、参加記念品の提案を行うこと。
- ⑧ 参加者アンケートの実施・集計を含む開催記録を作成すること。
- ⑨ 実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
- ⑩ その他、上記業務に関し、必要な業務を行うこと。

## 7 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。  
また、業務遂行体制及び業務実施計画を明らかにすること。
- (2) 業務の内容を精査し、効率的な業務の遂行に努めること。
- (3) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。